

別表 1

① 子どものショートステイ事業委託料(1人日額)

	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	10,700円	5,500円
市民税非課税世帯のうちひとり親世帯	10,700円	5,500円
市民税非課税世帯のうち上記以外の世帯 又は 被災世帯	9,600円	4,500円
市民税課税世帯のうちひとり親世帯	9,600円	4,500円
その他世帯	5,350円	2,750円
送迎対応(1日)		1,860円

② 子どものショートステイ事業利用料(1人日額)

	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯のうちひとり親世帯	0円	0円
市民税非課税世帯のうち上記以外の世帯 又は 被災世帯	1,100円	1,000円
市民税課税世帯のうちひとり親世帯	1,100円	1,000円
その他世帯	5,350円	2,750円

備考

- ひとり親世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。

- 2 第4条ただし書きの本市以外の居住者とは、災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者に限定し利用を認める。なお、利用料は被災世帯に準じる。
- 3 送迎対応にかかる実履行数量は、送迎対応を実施した日数に応じて決定する。そのため1日に複数回送迎を行った場合であっても実履行数量は1日となる。